

VI 病弱・身体虚弱のある児童生徒の指導

1 病弱・身体虚弱とは

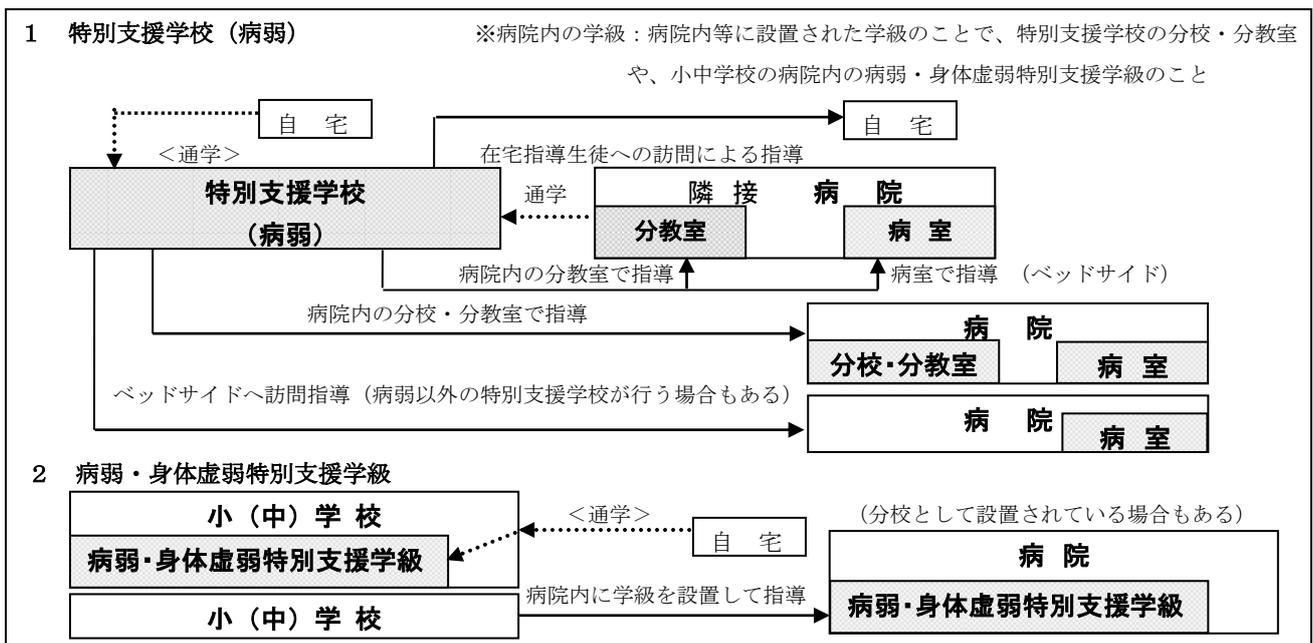
病弱とは、心身が病気のため弱っている状態をいう。また、身体虚弱とは、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態をいう。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返して起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しない。

病弱・身体虚弱の子供の教育では、早期発見と早期からの教育的対応が非常に重要である。病弱・身体虚弱の子供の場合、病気が発症し、病気が長期にわたる場合は、医師等から療育機関や教育機関などが紹介され、療育や教育相談などが開始される。しかし、病気が見つかる時期によっては、就学直前であったり、就学後の場合もあったりするため、本人や保護者の許可を得た上で病院と連携しながら情報を収集する必要がある。

2 病弱・身体虚弱のある児童生徒の指導

病弱・身体虚弱の子供の学校や学びの場には、小中学校等の通常の学級、通級による指導（病弱・身体虚弱）、病弱・身体虚弱特別支援学級、特別支援学校（病弱）がある。これらの学校や学びの場の検討に際しては、以下に示す障害の程度を踏まえ、これまで把握してきたその時点での子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう検討することが重要である。

学びの場	障害の程度
通級による指導	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの (平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)
特別支援学級	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの (平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)
特別支援学校	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの (学校教育法施行令第22条の3)



(1) 通常の学級における指導

病弱・身体虚弱の子供は、小中学校等の通常の学級で、健康面や安全面等に留意しながら学習していることが多い。この場合の次の点に留意する。

- ① 教室の座席配置、休憩時間の取り方、体育等の実技における配慮等の指導上の工夫や、体調や服薬の自己管理を徹底するなど健康面や安全面等に留意する。
- ② 近年は、医療の進歩とともに、例えば、糖尿病における血糖値測定や自己注射、心臓疾患における酸素の使用など、支援を受けつつ通常の学級での学習が可能となる子供が増えている。このような子供については、本人がこれらの測定やその数値を踏まえた対応ができるようになる、又は酸素ボンベ等の医療機器を本人が操作できるようになることが大切である。
- ③ 病状の変化等により緊急の対応が必要なことがあるので、そのようなことが想定される場合には、校内の緊急体制を整備するとともに、日頃から関係機関と連携しておく必要がある。
- ④ 病気等の種類や程度によっては、安全面について特別な配慮を必要とすることがあるので、養護教諭や保健主事と特別支援教育コーディネーターとが協力して、適切な校内体制を整備する。

(2) 通級による指導

当該の子供の自立を目指し、病気等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う必要がある場合、次のような、通級による指導を行うことを検討することになる。

- ① 病気が回復し、通常の学級において留意して指導することが適切である病弱・身体虚弱の子供の場合、健康状態の回復・改善や体力の向上、心理的な課題への対応などのための自立活動の指導を行うことが考えられる。具体的には、気管支喘息（ぜんそく）の子供の腹式呼吸法の練習や1型糖尿病の子供の運動量と血糖値の測定などを身に付ける場合などの一定期間の指導が考えられる。
- ② 病気等により入院した際、病院に隣接する特別支援学校（病弱）に転学し、退院とともに前籍校である小中学校等に戻った病弱・身体虚弱の子供が、定期的に通院するときに、病院に隣接する特別支援学校（病弱）を近隣の小中学校等における通級による指導（病弱・身体虚弱）の拠点校として開設し指導を受ける場合もある。

(3) 院内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級

病院内の病弱・身体虚弱特別支援学級では、各教科の指導の他、健康の回復・改善等を図るための自立活動の指導も行われている。また、各教科の指導に当たっては、入院や治療のために学習空白となっている実態を把握し、必要に応じて指導内容を精選して指導する、身体活動や体験的な活動を伴う学習に当たっては、工夫された教材・教具などをを用いて指導の効果を高めるといった配慮が求められる。

(4) 校内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級

通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われており、それに加え、自立活動として健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導も行われている。指導に当たっては、次のことに留意する。

- ① 通常の学級にいる健康な子供と常時一緒に活動することは難しいが、多くの友達と関わる機会をもつことは大切なことである。そのため、病気等の状態等を考慮しながら、可能な範囲で通常の学級の子供と、直接的又は間接的に活動を共にする機会（交流及び共同学習）を積極的に設ける。
- ② 特別支援学級に在籍する子供の指導に当たっては、通級による指導への学びの場の変更の可能性も視野に入れて、一人一人の子供の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行う。
- ③ 特別支援学級において特別な指導を行ったことにより、学習や社会生活への適応の状態が改善され、一斉での学習活動において、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもてる状況に変容してきた場合には、通常の学級による指導と通級による指導を組み合わせた指導について検討を行う。

3 教育課程

(1) 教育課程の編成

病弱・身体虚弱の児童生徒については、それぞれ小学校、中学校、高等学校の教育課程に準ずる教育を行い、小学校、中学校又は高等学校の教育目標の達成に努めるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目標としている。

しかしながら、病弱・身体虚弱である児童生徒については、「身体の病気又は心の病気のため継続的又は繰り返し医療や生活規制を必要とする状態」であることから、病気の種類や状態によっては、通常の学級と同じ教育課程をそのまま適用するのではなく、学級の実態や児童生徒の病気の状態等を考慮し、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にすることが必要となる。

具体的には、一人一人の障害の状態等を考慮した弾力的な教育課程として、「小学校・中学校・高等学校の下学年(下学部)の各教科を中心とした教育課程」「知的障害特別支援学校の各教科を中心とした教育課程」「自立活動を中心とした教育課程」等、子供の実態等を考慮した多様な教育課程を工夫して編成・実施する。自立活動の時間では、身体面の健康維持とともに、病気に対する不安感や自身の喪失などに対するメンタル面の健康維持のための学習を行う。

教育課程の編成に当たっては、その学級が小・中学校内に設置されているか病院内に設置されているかによって、児童生徒や学級の実態が異なるので、授業時数の配当についてもそれぞれの学級の実態に応じて配慮する必要がある。自立活動については、その意義を理解し、教育課程における位置付けや適切な取扱いに留意する必要がある。

通常の学級との交流及び共同学習を組織的・計画的に進めるにあたっては、校内委員会が中心となり校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することが大切である。

また、病気の治療や健康状態により、教科学習に遅れを生じたり、特定の教科が嫌いになったりしないよう、未学習の部分をできるだけ少なくしたり、それを補ったりする工夫と配慮が必要である。

① 通常の学級の教育課程

通常の学級においては、小中学校等で編成される教育課程に基づいて、各教科等の指導を学級、学年集団で行ったり、全体で学校行事に取り組んだりするなど、一斉の学習活動が基本となります。病弱・身体虚弱の子供が各教科等を学ぶ場合、病気等による困難さに対する指導上の工夫や個に応じた手立てが必要となる。

② 通級による指導の教育課程

通級による指導の病弱・身体虚弱の子供については、それぞれ小学校、中学校、高等学校の教育課程の基、教育を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、指導目標や指導内容を設定して指導をする。

③ 特別支援学級の教育課程

病弱・身体虚弱特別支援学級は、小学校、中学校の学級の一つであり、小学校、又は中学校の目的及び目標を達成していく学級である。ただし、子供の障害の状態等に応じて、特別の教育課程を編成して指導できるようにしており、各教科等の他に、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な自立活動を取り入れ、例えば、健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導をする。

また、子供の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、各教科を知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成し指導する。

(2) 教育課程編成における週時程表の具体例

病院内に学級が設置されている場合、児童生徒の生活では、治療等の医療面が最優先となる。児童生徒の一日の生活の中には治療、検査やリハビリなどが予定される。治療や体力等への配慮から、教室で学習できない状態の児童生徒は、病室での学習（ベッドサイド学習）となる。

－院内学級小学3年生の例－

	月	火	水	木	金
	登校準備 ※担任は病状確認（主治医の指示の確認等）				
1	国語	算数	国語	社会	理科
	治療・診療				
2	社会	図画工作	理科	音楽	道徳
3	算数	理科/国語	国語	算数	国語
	昼食・安静時間				
4	総合	自立活動	算数	国語	算数
5	総合	国語	図工/音楽	自立活動(体育)	特活/体育
6	特活/体育	外国語活動			体育/総合
	※担任は、必要に応じて病室訪問				

※ 前週の学習の進度、児童の病状や体調に合わせて時間割を作成する。

4 合理的配慮の観点例

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための配慮

服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。（服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解、示された服薬量の徹底、眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の理解とその対応、必要に応じた休憩などの病状に応じた対策等）

①-1-2 学習内容の変更・調整

病気等により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。（習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更等）

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT機器等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。（友達との手紙やメールの交換、Web会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験等）

①-2-2 学習機会や体験の確保

入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子供の教育の機会を確保する。その際、Web会議システムを活用した同時双方向型の授業配信の実施や体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるようにする。（VR動画等の活用、ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮、Web会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組等）

①-2-3 心理面・健康面の配慮

入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に行う。（治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた支援、アレルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携等）

②支援体制

②-1 専門性のある指導體制の整備

学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。（主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援、日々の体調把握のための保護者との連携、緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築）また、医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。

②-2 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、子供、

教職員、保護者の理解啓発に努める。（ペースメーカー使用者の運動制限など外部から分かりにくい病気等とその病状を維持・改善するために必要な支援に関する理解、心身症や精神疾患等の特性についての理解、心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解等）

②-3 災害時等の支援体制の整備

医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることができるようにするなど、子供の病気等に依じた支援体制を整備する。（病院へ搬送した場合の対応方法、救急隊員等への事前の連絡、急いで避難することが困難な子供（心臓病等）が逃げ遅れないための支援等）

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や子供が自ら医療上の処置（二分脊椎症等の自己導尿等）を必要とする場合等に対応できる施設・設備を整備する。

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

病気の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。（色素性乾皮症の場合の紫外線カットフィルム、相談や箱庭等の心理療法を活用できる施設、精神状態が不安定なときの子供が落ち着くことができる空間の確保等）

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生時については、病気のため迅速に避難できない子供の避難経路を確保する、災害等発生後については、薬や非常用電源を確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。

5 指導の実際

(1) 指導内容と指導形態

病弱・身体虚弱のある児童生徒は、入院や治療、体調不良等のため学習時間の制約や学習できない期間（学習の空白）などがあるため学びが定着せず、学習が遅れることがある。また、活動の制限等により学習の基礎となる体験が不足するため、理解が難しい場合がある。さらに、病気の状態等も個々に異なっているので、個々の児童生徒の学習の状況を把握するとともに病気の状態や学習時間の制約、発達の段階や特性等も考慮する必要がある。

① 各教科等の指導

指導計画作成においては、学習の遅れや未学習、身体活動の制限、集団活動や直接体験の不足など、一人一人についての確に実態を把握しなければならない。特に、転入学の児童生徒に対しては、どの内容が未学習であるかを正しく把握することが必要である。また、個別の指導計画を作成し、病状、他教科との関連などを考慮して指導を行う必要がある。特に個別の指導計画の活用にあたっては、PDCAサイクルを生かした取組が必要である。

特別活動では、学級や院内生活への適応、保健・安全、食事指導、行事等の指導を通していたわりの気持ちを持ち、助け合いながら生活する態度を育成する。

「特別の教科 道徳」では、生きることへの意欲、感謝の気持ちをもつなどの生活指導を通して、道徳的实践力を育てる必要がある。

② 情報機器等の活用

病弱・身体虚弱のある児童生徒の指導にあたっては、実態に応じて教材・教具や入出力支援機器等の補助用具を工夫し、学習が効果的に行えるようすることが重要である。また病気のため教室に登校できない場合には、病室内で指導する教師と教室で指導する教師とが連携を取りながら、Web会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにするなどして、学習できる機会を確保するために情報機器を活用することも大切である。

その際、タブレット端末等の情報機器を使って教室の具体物をインターネットで遠隔操作できる場面を設けるなど、療養中でも、可能な限り主体的・対話的な活動ができるよう工夫することが重要である。

③ 自立活動の指導

個々の児童生徒の障害の状態や発達段階などの的確な実態把握に基づき、適切な指導計画のもとに、学校の教育活動全体を通じて行う。指導内容は特別支援学校学習指導要領に定められている自立活動の6区分（27項目）の内容のうち、必要に応じて具体的指導事項を選定し、健康状態の改善等の指導に当たる。特に、健康状態の維持・改善及び

健康の保持増進に関する内容の指導に当たっては、各教科の内容と自立活動の時間における指導内容との関連を図り、両者が補い合いながら効果的な指導が行われるようにすることが大切である。

(2) 医療との連携

① 連携の内容

教育活動が円滑に行われるように、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を基に医師、看護師等の医療スタッフと随時、連絡・打ち合わせを行うとともに、定期的な連絡会やケース会議を行うことが大切である。情報交換は、医療側から情報や意見を求めるだけでなく、学校側からも情報や意見を提供するようにする。

ア 児童生徒一人一人の病状と生活規制に関する情報、病棟での生活態度や学習態度に関する情報を得て、病棟での望ましい態度の形成、特に学習態度の形成に関する指導の手がかりを得る。

イ 各教科の指導計画について説明し、理解を得る。

ウ 各教科の指導の主な内容(特に、戸外での観察や調査、実験や実習、実技等)について説明し、協力を得る。

② 連携の方法

随時の連絡、打ち合わせとともに、定期的な連絡会や定期的なケース会議等の組織を生かした運営をする。

③ 連携上の留意事項

医療側に協力を依頼する場合には、協力内容とその理由を明確にしておく。

(3) 前籍校との連携

① 入院時は、前籍校での児童生徒の学習や生活状況等に関する情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、サポートファイル等）を得る。

② 入院中は、保護者や前担任等に働きかけて前籍校の情報を得るようにし、円滑な児童生徒の心理的安定を図る。

③ 退院時は、児童生徒の医療面・学習面・生活面について、管理職や担任、養護教諭等の学校関係者、主治医、保護者、福祉関係者等でケース会議をもつようにする。復帰後の児童生徒が自信をもって生活できるようにするとともに、地域の支援体制の強化と保護者の安心感にもつながる。

<引用・参考文献>

- 1) 学校教育法施行令
- 2) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（文部科学省） 平成30年3月
- 3) 特別支援教育の基礎・基本2020（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所） 令和2年6月
- 4) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（文部科学省） 令和3年6月